

令和6年第9回定例会

江東区教育委員会会議録

令和6年9月2日（月）

江東区教育委員会

令和6年第9回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年9月2日（月）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和6年9月2日（月）午前11時24分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、
安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、
梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、
瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、
佐久間学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、
吉木江東図書館長

6 議題

- 日程第1 議案第26号 令和5年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取
- 日程第2 議案第27号 令和6年度江東区一般会計補正予算（第3号）に関する意見聴取
- 日程第3 議案第28号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 日程第4 議案第29号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第30号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第31号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 日程第7 議案第32号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第33号 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取

7 報告事項

- （1）令和6年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について ほか

8 協議事項

- （1）江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

9 審議概要

本 多 教 育 長

それでは、ただいまより令和6年第9回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第26号 令和5年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長

議案第26号 令和5年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、資料の1に基づきまして、令和5年度江東区一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

資料1をお願いいたします。1枚おめくりいただきまして、1ページの令和5年度江東区款別決算総括を御覧ください。5年度の区全体の歳入決算額は左の表の左下、歳入合計ですが、2,425億4,058万7,306円。歳出決算額は、右の表の左下ですが、2,334億531万8,891円で、差引き収支は91億3,526万8,415円の黒字となっております。

次に、教育委員会事務局に係る決算について御説明いたします。2ページの歳入歳出決算総括を御覧ください。歳入決算額は、左の表の一番下、40億5,729万1,081円で、予算額に対する収入率は96.9%であります。また、歳出決算額は右の表の一番下、405億821万1,367円で、執行率は96.2%となっております。

続きまして、3ページから5ページまでの歳入事項別明細書を御覧ください。こちらは、教育委員会事務局の歳入各項の内訳について記載されたものとなっております。

次に、6ページの歳出事項別明細書を御覧ください。6ページから最後の32ページまでは、教育費の歳出についての明細となりますが、主な歳出について順に御説明いたします。

6ページ、第1項教育総務費の決算額は191億3,696万5,070円で、執行率97.3%であります。第1目教育委員会費は、教育委員会委員の人件費及び委員会の運営に要した経費であります。第2目事務局費は、教育委員会の事務に従事する職員の人件費及び運営に要した

経費であります。右説明欄下段の事業3、奨学資金給付等事業では、従来の貸付け制度を終了し、給付型の奨学資金を創設いたしました。

少し飛びまして、12ページを御覧願います。右説明欄上段の事業1、部活動振興事業では、部活動指導員及び外部指導員の配置を拡充するとともに、休日部活動の地域移行に向けて、文化コミュニティ財団及び健康スポーツ公社と連携した取組を実施しました。

13ページをお願いいたします。右説明欄中段の事業1、適応指導教室事業では、ブリッジスクール東大島教室をもみじ幼稚園跡地へ移転し、機能を拡充したほか、校内別室指導支援員を15校に配置しました。

14ページを御覧願います。右説明欄上段の事業4、スクールソーシャルワーカー活用事業では、スクールソーシャルワーカーの人数の拡充に併せ、学校巡回型に移行し、児童生徒の問題の未然防止及び早期発見の体制を強化しました。

15ページを御覧ください。第4目教育センター費は、教育センターの管理運営に要した経費であります。

16ページを御覧願います。第5目放課後支援費は、放課後支援事業等に要した経費であります。右説明欄上段の事業1、放課後子どもプラン事業は、きっずクラブB登録の保留児童解消に向けた緊急対策を実施するとともに、医療的ケア児の受入れ体制を整備しました。

17ページをお願いいたします。第6目放課後支援施設建設費は、放課後支援施設の整備、改修に要した経費であります。

続きまして、第2項小学校費です。決算額は108億995万291円で、執行率は95.3%であります。第1目学校管理費は、小学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

20ページを御覧願います。第2目教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する援助経費及び特別支援学級等の就学奨励に要した経費であります。

21ページを御覧願います。第3目学校給食費は、学校給食の運営に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、小学校給食運営事業では、食材料費高騰への緊急的な対応を図るとともに、令和5年10月より学校給食を無償化いたしました。第4目学校保健費は、教職員、児童の健康診断及び保健衛生に要した経費であります。

22ページをお願いいたします。第5目学校施設建設費は、小学校の整備、改修等に要した経費であります。右説明欄下段の事業3、小学校大規模改修事業では、明治小学校の大規模改修及び東雲小学校の実施設計を行いました。

続きまして、第3項中学校費です。決算額は65億764万356円で、執行率は95.5%であります。第1目学校管理費は、中学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。第2目教育振興費、第3目学校給食費、第4目学校保健費の内容は、小学校

費とほぼ同様でございます。

少し飛びまして、27ページを御覧願います。第5目学校施設建設費は、中学校の整備、改修等に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、中学校大規模改修事業では、深川第六中学校、第二南砂中学校の実施設計を行いました。

続きまして、第4項校外施設費です。決算額は4,634万8,160円で、執行率は84.3%であります。第1目校外施設管理費は、日光高原学園の維持管理に係る管理運営に要した経費であります。

28ページを御覧願います。第5項幼稚園費です。決算額は15億3,727万6,635円で、執行率は93.1%であります。第1目幼稚園管理費は、幼稚園の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

30ページを御覧願います。右説明欄中段の事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業では、食材料費の高騰への緊急的な対応を図るとともに、私立幼稚園等における送迎バスへの安全装置の設置等に対する補助を実施いたしました。

続きまして、第6項社会教育費です。決算額は24億5,481万355円で、執行率96.4%であります。第1目社会教育総務費は、社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育等に要した経費であります。

31ページを御覧願います。第2目図書館費は、図書館の管理運営に要した経費であります。右説明欄下段の事業1、図書館管理運営事業では、全ての図書館において1人1台端末が使用できるよう、Wi-Fi環境を整備するとともに、電子図書館サービスを導入いたしました。

32ページを御覧願います。第3目社会教育施設建設費は、(仮称)有明こども図書館整備事業及び東雲図書館改修事業に要した経費であります。

以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
ちょっとよく分からないんですけど、ほとんど執行率が九十何%、95%前後みたいな感じで、ほぼほぼ予定どおりでやっつけているのかなと思ったんですけど、校外施設費だけ84%ということで、ちょっと執行率が違うんだなと素朴に思ったんですけど、その辺というのはどんな要因なんでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

佐久間学務課長 校外施設管理費、執行率のお話なんですけれども、執行率につきましては、全ての事業について、最終補正の段階で不用額という形で一回落とす部分がございます。その不用額を落とした最終補正の額に対しての執行率になってございまして、それは落とす条件というのが、事業ごとに100万円以上という形になってございますので、この校外施設管理費につきましては100万円以上の不用額が見込めなかったというところで、補正、減額はしていないところが若干影響しているのかなというところかと思われます。

以上でございます。

本多教育長 何か執行残の内容とか費目とかありますか。その学校施設管理費の日光のところでも、何かこういったものの執行残が多かったというのは。学務課長。

佐久間学務課長 27ページを御覧いただきますと、一番多いのはやはり光熱水費ということになってございまして、光熱水費については、なかなか落としづらいという部分がございますので、こういった形になっているという結果になってございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ちょっと分かりづらいところもあるんですけれども、その役所の中での執行残がトータル的に見込まれたものについての最終補正で調整をするという形もあるんですけれども、調整できない部分もかなりあったので、そういった部分という説明だったと思います。

ほかに、安部委員、よろしいですか。

安部委員 一応確認なんですけど、多分、今の額的にほかの費目というか、大きな大項目って額が大きいので、今の話で調整がしやすい単位になっていて、校外施設費はものが小さいというところとちょっと言い方があれなんですけど、額的にちょっと規模感が一回り小さいということで、調整がしにくくてこういうことになっているというか、そういうことなのかなと理解しました。

本多教育長 よろしいでしょうか。

安部委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定

することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第27号 令和6年度江東区一般会計補正予算(第3号)に関する意見聴取を議題といたします。

事務局次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第27号 令和6年度江東区一般会計補正予算(第3号)に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年9月2日。提出者、江東区教育委員会教育長、本田健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、資料2-1を御用意願います。補正予算(第3号)について御説明いたします。

資料2-1を1枚おめくりいただきまして、1ページの令和6年度江東区一般会計補正予算(第3号)総括を御覧願います。今回の本区全体の補正額は170億8,700万円の増額で、補正前の額に対して6.52%の伸びとなっております。歳入増の主なものは、第18款繰入金91億4,633万8,000円であります。歳出は、第7款教育費が最多で、129億3,764万4,000円、続いて、第2款総務費、そして、第9款諸支出金の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。2ページの歳入歳出予算総額を御覧願います。歳入は4億2,532万4,000円の減額、歳出は129億3,764万4,000円の増額となっております。

次に、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ、歳入事項別明細書を御覧願います。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目教育費補助金、学校施設環境改善交付金は、小名木川小学校改築事業における経費の補助のため、増額するものです。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第4目学校施設改築等基金繰入金は、小名木川小学校改築事業における工事請負費の減額等に伴う基金繰入金額の変更のため、減額するものです。

続いて、歳出について御説明いたします。4ページからの(3)歳出事項別明細書を御覧願います。第7款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の事業2、学校施設改築等基金積立金では、都区財政調整交付金の算定結果を受けて増額するものであります。

5ページ、6ページを御覧願います。第2項小学校費、第5目学校施設建設費の事業3、小名木川小学校改築事業と第3項中学校費、第5目学校施設建設費の事業1、中学校大規模改修事業につきましては、施設

の老朽化に伴い、校舎の改築、改修を実施して、良好な教育環境を確保するものでございます。

建築工事の入札不調に伴い、着手時期及び事業スケジュールを見直す必要が生じたため、工期を延伸いたします。工期延伸に伴い、6年度分は補正減となります。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 確認なんですが、この分というのは、結局入札不調で予定が遅れてしまった小名木川小と深川六中の分が突出した部分というか、主立ったものという理解で合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 委員御指摘のとおり、小名木川小学校と深川第六中学校が主な内容のものとなってございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第3 議案第28号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第28号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。
上記の議案を提出する。
令和6年9月2日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第28号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

資料3をお願いいたします。この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の範囲、金額及び支給方法等を定める条例でございます。

改正の趣旨でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める国の政令が今回改正になりまして、その該当する区の公務災害補償の限度額、こちらを改正するものでございます。

2、改正内容でございますが、項番の(1)から(4)までに記載のとおり、学校医等が公務災害によって常時介護を要する状態、または、随時介護を要する状態になった場合の補償限度額について、政令に準じて改正をするというものでございます。

新旧対照表につきましては、この後、2ページ、3ページのほうに添付してございますので、御参照をお願いいたします。

4、施行期日でございますけれども、公布の日から施行し、令和6年4月1日以降の公務災害において適用するものでございます。

なお、本区におきましては、これまで学校医等の公務災害の発生例はございません。

説明は以上となっております。よろしく御審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第4 議案第29号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第5 議案第30号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第6 議案第31号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第7 議案第32号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、これらはいずれも互に関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長

議案第 29 号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。

議案第 30 号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

議案第 31 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第 32 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条及び同法第 29 条の規定に基づき、本案を提出します。

本 多 教 育 長

指導室長。

金 指 指 導 室 長

それでは、議案第 28 号、29 号にあります江東区立幼稚園教育職員、勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び条例施行規則の一部改正について御説明いたします。

初めに、資料 6 を御覧ください。改正内容は、令和 6 年 3 月における団体交渉の妥結により、各区事項である職員の休暇休業制度において、子育て部分休暇を導入することとされたことを受け、江東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を一部改正するものでございます。

主な改正点としましては、小学生の子を養育する職員を対象とする子育て部分休暇を新設し、その対象、申請、様式を定めております。

次に、資料 7 を御覧ください。先ほどの条例の一部改正に伴い、関連規定として施行規則の一部を改正するものでございます。

内容としては、施行規則の一部を改正に加えて、施行規則において、障害のある子を養育する場合は、中学生までを対象とするものでございます。

この条例及び条例施行規則の施行予定日は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

私からの説明は以上です。

本 多 教 育 長

庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長

それでは、続きまして、議案第 29 号及び議案第 30 号につきまして、一括で私のほうから御説明をいたします。

ただいま御説明いたしました議案第 31 号 江東区立幼稚園教育職員

の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、子育て部分休暇を新たに規定することによりまして、規則のほうも改正となっております。

こちらの規則でございますが、条例改正に伴い、期末及び勤勉手当において、正規の勤務時間の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定方法について、規定及び一部の文言について略称を規定するものでございます。

資料4及び5、それぞれ期末手当、勤勉手当の紹介となっております。改正箇所については、各議案2ページ目の新旧対照表に該当箇所がございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

本改正の施行期日につきましては、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と同様でございます。

本規則につきましては、区議会での条例可決後、特別区人事委員会の承認を経て改正となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
すみません、ちょっと理解が追いついていないのでお願いしたいんですが、子育て部分休暇というのはどういったものなのか、もう一度教えていただけないでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 現行におきましては、未就学のこどもを養育する職員に対して、育児休暇や育児短時間勤務がございました。この条例の改正におきまして、対象が小学生まで拡大されるというものでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 幼稚園の先生方にとっては、より働きやすくなる改正となっております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 すみません、ちょっと話が外れてしまうかもしれないんですけど、この子育て部分休暇は、とてもいい、拡大されたという意味でいいことかと思うんですけど、今回は幼稚園の職員の方ということなんですけど、これは中学校とか小学校とかの先生方はもう既にそういうルールはあるんですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 それにつきましては、都も現在、内容を改正中であり、同じタイミングで施行される予定です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 幼稚園の先生は、区の職員ということで、こちらで対応するという形になっております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第４、日程第５、日程第６及び日程第７について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第８ 議案第３３号 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第３３号 図書館の指定管理者の指定に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和６年９月２日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、議案第３３号 図書館の指定管理者の指定についての御説明をいたします。

資料８をお手元にお願いいたします。区立図書館では、地域館をＡからＣの３グループに分け、指定管理者制度にて運営をしております。今

回はBグループの指定管理者の再選定に関するものとなります。

1の施設の名称でございますが、今回の指定管理の対象館は、東陽、東雲、城東、東大島図書館の4館でございます。

指定管理者候補者は、株式会社図書館流通センターとなりました。選定の経過等については、後ほど御説明いたします。

指定管理の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

次に、2、選定方法でございますが、第一次審査として、企画提案書等を基にした書類審査を行い、第二次審査として実地審査、ヒアリング、プレゼンテーション審査を行いました。

次に、3、選定の経過でございます。上から3段目となりますが、5月15日の第1回指定管理者選定評価委員会において、募集要項等が決定されました。

ページを1枚おめくりください。一番上の段となりますが、5月17日より指定管理者の募集を行いました。7月3日の第2回専門部会では、第一次審査として、事業計画書や収支計画書等の応募書類の審査を行い、第二次審査に進む事業者を決定いたしました。

その後、7月18日の第3回専門部会では、第二次審査として、公募事業者が指定管理者として管理運営を行っている区外の図書館において実施審査とヒアリングを行うとともに、7月23日に第4回専門部会としてプレゼンテーション審査を行いまして、7月25日の第5回専門部会において、指定管理者候補者として推薦する法人を選定いたしました。

その後、8月26日の第2回指定管理者選定評価委員会において、指定管理者推薦候補者が決定されました。

次に、4の選定結果でございます。5月29日に実施した指定管理者事業者募集説明及び6月3日に実施した施設見学者への見学会への参加は2法人であり、うち1法人、株式会社図書館流通センターより申込みがありました。

ページを1枚おめくりください。第一次審査、第二次審査の合計として、ページ中段の4、総合結果の合計欄を御覧ください。総合結果の合計は、2,000点満点中1,449点でございました。

最後に、5の選定理由でございます。応募事業者は、意欲ある事業提案をいただくとともに、財務状況は良好でございました。選定理由としては、全体を通して区が策定した経営方針やこども読書活動推進計画に沿った提案がなされており、適切な管理運営が見込めるものと判断いたしました。また、近隣の小中学校との連携や、イベントや職業体験等の企画運営をしており、積極的なアウトリーチの取組も評価いたしました。

以上、これらの審査結果を踏まえ、株式会社図書館流通センターを指定管理者候補者として決定いたしましたので、よろしく御審議をお願い

いたします。

説明は以上になります。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 これ5月29日の募集説明会と6月3日の見学会では2法人あったんですが、実際申込みになったら1法人と。つまりこの図書館流通センターだけということになったわけで、それをきちっと審査して、点数が上がったので合格ということになったと思うんですが、それはいいんですけど、なぜこれ1法人、辞退されたのかなというのが気になるんですけど、理由とかもし分かれば教えてください。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 事業説明及び現地の説明会については2法人が来たにもかかわらず、1者しか応募しなかったことにつきましては、残る1者につきましてヒアリング等を行ったわけではございませんが、その会社自体が図書館の経験をされていなくて、ビルのメンテナンス会社というふうなものを感じとしてつかんでおりますので、恐らくそういった理由かなというふうにはつかんでおります。
以上でございます。

鈴 木 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
ちょっと確認なんですけど、現行の今、指定管理者様も図書館流通センターさんということだったような気がするんですけど、合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 そのとおりでございます。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、今の鈴木委員とかぶるんですけど、1 法人の申込みでそのまま最後まで進めるというのは、ちょっと不自然というか、あんまり。できればもうちょっと、一次審査、二次審査って落としづらいじゃないですか、1 法人しかないないので。なので、競争性というか、そういうのもちょっと欠けがちなのかなとは思んですけど、この点でもう少し事業者様を広く応募するための何か声かけというとなんて思いますが、何か対策とか次に向けて何か考えていることはありますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 結果的に事業者 1 法人となったことに関しまして、委員御指摘のとおり、競争性については、図書館としても課題として認識しているところでございます。

このことにつきまして、対策としましては、今回、選定委員の外部有識者の小泉先生からも御意見いただきましたとおり、応募のしやすさについて何か工夫をしてくださというような御意見もいただいております。

その点について、今のところ明確な課題の解決策はないんですが、引き続き、どのような手法をもってすれば応募しやすいかという点も含めて、幅広い視点で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、ありがとうございます。

今回の 4 施設というのは、一括して請け負うところを探していたということになるのでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 そのとおりでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 そうしますと、もしかすると 1 つだけ請け負うんだっただけの事業者さんもあるのかなみたいな気はするんですけども、そうすると、どんどん大きい規模感のところしかできないという気もするんですね。

逆に、一通り連動しているから、同じ業者さんじゃないと都合が悪いとか、そういう部分もあつたりするのでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 指定管理制度につきましては、令和元年度から始めてございます。そのときから、図書館としましては、指定管理者を3グループに分けるというふうにしてございます。

理由につきましては、江東区の図書館、現在は12館ございますが、3グループに分けることにより、スケールメリット、それと、地域性のある程度平準化、最後に、選定における事務手続の手間といいますか、そういったものでございます。ですので、1館ならば応募した、2館ならば応募したというような考え方については、江東図書館としては持っていないということでございます。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員、よろしいですか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 選定理由のところには「高い評価を」というふうに書いてはあるんですけれども、この2,000点満点の1,449で、これが高いという評価という判断だと思うんですけど、逆に言うと、これ1者しかなかったのに、何点以下だったらそもそも決まらなかったというのはあるんですか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 点数につきましては、足切りを6割というふうにさせていただいておりますので、2,000点であれば1,200点を足切りにしているということでございます。

高いというところについては、おっしゃるとおり、相対的な評価ではなく、絶対的な評価で高いというふうに評価をさせていただいているところでございます。

以上です。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 ありがとうございます。
6割とすると、そんなに高くもないのかなというふうに思ってしまう

んですけど、現状、ほかの図書館も見ていただいている会社さんというのは、区としてはもしかしたらやりやすいのかなとは思んですけど、やっぱり今までのお話のように、もうちょっといろいろと競争したほうがよかったのかなというふうに感じたという感想だけです。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 指定管理という部分で、やはり皆様からも御指摘があるように、競争原理が働いてよりよくなっていくというところが、一つ目指すところではあるので、先ほど図書館長からもありましたけれども、今後、何か改善していくことがあればという形で、取組ができればというふうに思います。

この事業がかなり独占的にやっているところがありまして、図書館の事業って非常に難しい事業で、なかなか多岐にわたって広く手をつけるという事業ではないのでというところはあるかもしれませんが、今、皆さんからいただいた御意見も参考にしながら、よりよい事業運営ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。日程第8について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和6年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和6年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について御報告いたします。

資料9を御覧ください。まず、1、学校（園）の教育活動に関わる事故・けが等についてですが、今年度の夏期休業中の大きなけが等については、小学校1件、中学校3件でした。

小学校は臨海学校中の骨折が1件、中学校の3件はいずれも部活動中のけがでした。

熱中症については、中学校で1件、部活終了後に家庭から病院に受診をしたところ診断され、軽度なものでした。

次に、2、学校行事等でございます。宿泊行事については、小学校・義務教育学校（前期課程）の5年生が参加する林間学校、臨海学校とし

て全校が実施いたしました。中学校では1校が宿泊での防災訓練を実施いたしました。また、中学校の生徒海外短期留学は、7月20日から7月30日までの11日間、42名が参加いたしました。

次に、学校（園）の教育活動外での事故・けが等についてです。交通事故は8件ありましたが、いずれも大きなけがではございませんでした。

次に、けが等は36件となっております。熱中症は12件の報告がありました。その他の事故や問題行動としては6件の報告がございましたが、いずれも既に対応済みとなっております。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
本田委員。

本 田 委 員 2つあります。宿泊防災訓練は学校に泊まったのかということ、それと、交通事故の中身をもう少し詳しく分かれば教えていただきたいです。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 初めに、中学校での防災訓練ですけれども、第三亀戸中学校が8月23日から24日、宿泊を伴って生徒が宿泊しながら行っております。
もう1件の交通事故ですけれども、例えば自転車同士で出会い頭にぶつかったものですとか、あとは、お店から出たところで自転車と接触して骨折したという報告が上がっております。

本 多 教 育 長 三亀中は学校にということでもいいですか。

金 指 指 導 室 長 はい。学校に宿泊しています。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょう。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。
3番の学校（園）の教育活動外での事故・けがというものなんですけど、これはどうやって情報を収集しているものなんでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 先週から学校が始まっております、毎年、学校のほうにこういった
けがの報告を求めているところであります。

それぞれの学校では、学級ごとに夏休み中大きなけがはなかったかと
いった確認をしていただき、その報告を受けて指導室が把握している
ものになります。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

ということは、事後報告であって、そのときそのときに例えばもう入
院したよとか、そういうのはちょっと把握は難しいということでしょう
か。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 おっしゃるとおり、事後報告で把握しているものになります。

本 多 教 育 長 これまで大きかった場合とかは、学校に家庭から連絡が入るとい
うことがあるので、そういったケースについては把握しているんです。そ
こまでのものじゃないケース、または保護者から伝わっていないケースに
ついては、今、指導室長からあったような対応になっているので、物に
よっては事前に入ってくるケース、または、保護者からじゃない違った
ルートから入ってくるケースもあるので、そういったことを把握するこ
とはできないことではないので、あれば対応していくという形になりま
す。よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項２ 休日部活動の地域連携・地域移行についてを説
明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 休日部活動の地域連携・地域以降について御報告いたします。

資料１０－１を御覧ください。まず、１の概要です。５月の教育委員
会で御報告したとおり、現在、スポーツ庁、文化庁のガイドライン並び
に都の推進計画に基づき、江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）
における学校部活動の地域連携・地域移行、いわゆる部活動改革に関す
る区の方針策定に着手しています。

このたび、方針策定の検討材料とするために実施した、区立小・中学

校、義務教育学校への意向調査の報告、また、改革推進期間に位置づけられている令和7年度末までの取組方針について整理し、周知を図っていくものです。

はじめに、2の(1)の江東区立小中学校・義務教育学校への意向調査についてです。実施概要のとおり、7月に全区立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒、教員、保護者、また、区立小学校・義務教育学校(前期課程)6校の6年生児童及びその保護者を対象にウェブアンケートを実施しました。結果の概要は資料10-2、詳細は資料10-3のとおりです。

次に、(2)の結果概要です。資料10-2を御覧ください。左側の「部活動」の列を御覧ください。顧問を担っている教員は92%です。そのうち、教員自身が経験のない部活動を担当しているとの回答は46.4%でした。小学校6年生で、中学生になったら部活動に入りたいという割合は74.5%、加入させたいという保護者は96.8%でした。

中央の列を御覧ください。地域クラブ活動に参加したいという中学生は71.3%、面白そうと回答している小学生は50.4%でした。

右側の列を御覧ください。活動への受益者負担について、中学生保護者は、91.3%が費用負担について必要・メリットがあればよいと回答、指導者については、54.9%が学校の外部の人でもよいと回答しました。教員の兼職兼業制度を利用して、地域クラブ活動に従事したいと回答した教員は29%でした。

これらのことから、こどもたちも保護者も、スポーツ、文化活動を継続してできる場を強く求めており、こどもが希望する活動に専門性のある指導者をマッチングする体制を構築すること、将来を見据えた持続可能な体制のための費用負担の設定、教員の働き方改革を進める一方で、休日の指導を希望する教員に対しては、兼職兼業の仕組みづくりを行う必要性が見えてきます。

次に、3の江東区立中学校休日部活動の地域連携・地域移行推進方針(2023～2025)の策定についてです。都のガイドラインでは、各区において改革推進期間である5年度から7年度末までの取組方針を策定し、周知することが示されています。そこで、今回の部活動改革の背景や目的、現時点での予定している本区の7年度までの取組内容などを資料10-4のように整理いたしました。

最後に、4の今後のスケジュールです。本日の教育委員会において確定後、区議会第3回定例会の文教委員会にて報告を行います。また、並行して庁内検討会議、外部有識者を招いた会議において、資料活用、校長会などを通じ周知を図っていく予定です。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 最初のページの最後の教員のところなんですけど、兼職兼業制度ってあるんですけど、これは具体的にはどのようなことなのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 兼職兼業制度というのは、現在は教員の仕事として、部活動という形で行っておりますが、地域クラブ活動という形になりますと、主体が学校が実施しているものではなくなります。例えば民間の団体が運営する中で、教員という立場でありながら違う職業に就くというようなイメージです。

ですので、お金をもらうときも、今まで部活を行うのであれば、学校のほうから費用を捻出するという形であつたけれども、今後、地域に移行した場合、主体が学校ではないので、運営団体から指導費を頂くことになりますので、兼職兼業という学校の教員という立場ではない形で働くことになります。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 これは日当だか時給だかということなんですけど、民間からもらうものというのは統一されているんでしょうか。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 現在、まだ実施しておりませんので、こういった形が妥当であるかということも、他の地域での実践などを踏まえて設定をしていかないといけません。そこも含めて庁内全体で、また外部の方、専門家などの意見も聞きながら考えてまいります。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 これすごい引っかけって、地域移行するんだって書いてあるのに、教員も土日にもたそういう民間でやっているところにお邪魔をして、一緒にコーチをして、しかもアルバイト料をもらうんだというのがいいんじゃないかというのが29%いるということなんですけど、どうも趣旨が違うんじゃないかなと。アンケートだからいいんですけど。やっぱり教

員の皆さんに、この考え方がまだ浸透していないのかなという気もするし、それから、まだこだわりがあって、自分の生徒は自分でもう最後まで見たいんだというような情熱が強くて、任せられないという意思が出てきたのかどうなのか、その辺はどういうふうに御認識されているでしょうか。

本 多 教 育 長 このことについては、まさに御指摘のとおりで、まさに地域移行していく過渡期のこれは大きな課題なんですね。

今までの部活動というものを全部学校の先生方にお任せしてやっていたと。これがほとんどボランティアのような形でやってきたというところに大きな問題があるよねというのが今挙げられていて、そして、さらに働き方改革の問題、様々言われている中でこれを変えなければいけないというところが大きな課題で、それに取り組んでいて、じゃ、部活動というものの自体が将来的に先生方の仕事から手を離れて、違う形になっていけばいいよねというところなんですけど、急にはできないので、まずは休日の移行というところで、土日をどう変えようか今検討しているんですけども、またそれも全部急には変えられないので、先生方の中でぜひやりたいという方々がいて、もっと言うと、部活動の指導に情熱を感じて教員になった方々もいらっしゃるし、また、こどもたちや地域からの要請もあったりとか、そういうところもあるので、では、その間として、やってもらっては変えられないので、では、やるのであれば兼職兼業という認められた制度を使って、教師の仕事と違うと切り離れた上で、ちゃんとそれには対価をお払いして、希望する方には、じゃ、やっていきましょうという制度を、ちょっとつくりながら変えていこうというところですよ。

まさに、鈴木委員おっしゃるように、本当はそうじゃないよね、そこを目指しているわけじゃないよねというところはあるんですけども、変えていく過渡期としての一つの制度、要するにアンケートで29%の方は、何とか部活の指導をしたいんだよって言っている先生方がいる、じゃ、逆に71%の先生方はどうかというと、やはりもう負担なので部活はやめたいと思っていらっしゃる、これを進めていくというためのアンケート結果なので、今後それを基にいろいろと変えていくというのが今の方向性という形でちょっと説明をさせていただいたと。そういったところでよろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 承知しました。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 今のお話で、兼職兼業制度というのは、これ結局、お金に絡むものは区が単独でやることではなくて、東京都として何かルールに基づいて動くことに今後はなるという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 これも私のほうから説明すると、兼職兼業制度というのはもともとずっとあったんですね。要するに、教師として仕事をしているけれども、この仕事をしていいですかという兼職兼業願いというのを出していただいて、都の基準を基に、区教委で判断するという形になりますけれども、認められているものと認められていないものが当然あるので、教育に関わるものであったりとか学校の指導に関わらないもの、そういったものとか様々出さなければいけない。

また、例えば自分で持っているマンションの一室を貸すことになったという形で、それで入る収入についてきっちり届出をしますという形で、認められれば許されるとか、そういったことが細かく決まっているんですね。それが兼職兼業の制度なので、その中に入れないとほかから給料をもらうということはある得ないことなので、そうするのであれば、必ず兼職兼業制度を活用して申請してもらう。

これを認めますよという形にしていきたいと思いますというのが、今、国であつたり都だつたりも考えているところなので、これを活用しながらしていこうというのがこの制度。この兼職兼業制度というのはちょっと分かりづらいと思うんですけども、そういったものが既にあつて、それを活用しようという形です。よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 私はそれすごく賛成で、やりたいという先生が15%弱いらっしゃって、こどもたちもその先生目当てにその中学校を選ぶという生徒たちもいるので、それは残していただきたいなと思っています。
続けて質問いいですか。

本 多 教 育 長 どうぞ。

本 田 委 員 顧問を担っているところで、運動部が56%で文化部が31%とあつて、やっぱりどうしても部活動ってスポーツが何となく焦点が当てられやすいなという気がするんですけど、でも、アンケートの結果を見ると、質問14で、部活にない種目や分野にこれがあつたら参加したいなというものには、運動のほうはダンスが断トツなんですけど、文科系は、軽音・音楽以外のところはそんなに差がなく、みんな求めているところが

あって、実体験として、私も、自分のこどもは美術部に入りたいけどなかったみたいなのがあったので、もう少し文科系のところがこうやって広がっていったらいいなと思います。

そのためにはやっぱり専門家の先生じゃないと、これもアンケートに出ているように、全然やったことがない先生が顧問としてやるのは先生もつらいだろうし、こどもたちも大して身にならなかったみたいになってももったいないし、そして、こどもたちも先生も選べるというところがすごく大事だと思っているので、自分で選んで頑張ってみて、そういうことによって、将来こういう仕事をしたいというところにつながっていくと思うので、たくさん選んでたくさん参加して、入ったら絶対、3年やめちゃいけないみたいじゃなくて、いろいろと選べるようなシステムになるといいなというふうに思っています。

質問じゃなくてすみません、意見です。

本 多 教 育 長 何かありますか。
教育支援課長。

木内教育支援課長 教育支援課長です。
中学校の部活動も、少子化によって人数が、活動するメンバーが少ないので、残念ながら部活を豊んでいかなければならないということもあるので、文化部も含めて合同で行うといったことも探る必要があります。多様な選択肢と考えた場合に、江東区にはいろんな活動の場、講座、イベントなどもあります。例えば行政がやっているものもそうですし、地域が行っているものもありますし、今後は連携協定のある民間団体なども出てくるのかもしれませんが、そういった活動、講座、イベントなども一緒に、学校に関わる活動と一緒に紹介できたらいいなと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。
今、本田委員がおっしゃったことはすごく大事なことで、今までは部活というと、それに縛られたりとか、かなり一生懸命と厳しさが同居するみたいなのがあって、例えば野球をやっていたら野球しかできないとか、野球しか許されないみたいな状況もありましたけれども、今、本田委員おっしゃったように、多様な選択肢を用意した上で、あれもちょっとやってみたいとか、そんな経験をしてみたいというために、その柔軟な体制というのも必要で、やっぱりそれが今後こどもたちにとって大事なことです。中には、一生懸命これだけやりたいという子に対しては、そういったものを用意してあげると。そこが、今回のこのアンケートからも見えてくることですし、今後の部活動の在り方としては、やっ

ぱりそれはすごく大事になってくると思うんですね。

だから、そこを進めていくためのこの移行期間というのは、まだまだワンステップなんだろうというふうに思っていますし、そこを変えていくこと、学校の意識もそうですけれども、また、地域の皆様も昔の部活を経験された方もたくさんいらっしゃるので、そういった思いも受けながらも、いろいろ皆さんで考えながら変えていく、そのための会議体があつてのアンケートもそうですし、いろんな様々な検討という形になりますので、今の御意見も生かしながら、またさらに進めていければなどというふうに思っていますし、また今後、進んだ状況で報告があると思います。ありがとうございました。

安部委員。

安 部 委 員 続けてすみません。すごく悩ましい問題なんだというのは前から感じてはいたんですけども、前に進めなきゃいけないのであれなんです。が、1点だけ、中学生のアンケートの中で、学校の部活動にない種目、分野でこれがあつたら参加したいなという中の、多分少数意見だと思うんですけど、文科系でボランティアという言葉があつてすごくうれしかったんですよ、僕は個人的には。これって何件ぐらいあつたのか、もし分かつたら教えてほしいなというのが1つと。

あと、全体的な話なんですけど、部活動を求めるものが多様化し過ぎてしまっているんで、できれば、例えば区の学校なので、その先生を頼って来られても先生も異動するので、その後で学校に何か文句を言われてもやっぱり困るしつらいと思うので、区立の学校の部活動というのは基本的にはこういうものなんですと、またはもう少し細分化して、うちのこの何部は大会を目指していますとか、そうではなくて、仲間との連携とかそういったものを求めているようなチームなんですとかというのを、もう少し何かアナウンスできるような形が取れると、あっ、この部は最初からそういうところを目指しているのねと思って入ってくれたほうが、ギャップでやめてしまった子の話も入っていたので、その理由みたいなものでも人間関係とかいろいろ、それは仕方がないと思うんですけど、少しでも何か長く楽しんでもらいたいというところにつながればなと思っています。

あと、中学生の保護者の意識調査の中で、今もう毎日の部活を禁止しているじゃないですか、そもそも週3回とかにしちゃっているんで、部活の所属者でも外部の活動している子は多いはずなんですよね。その辺はもう「いいえ」だった人に聞きますみたいにやっちゃっているんで、その辺がどういうことをやっているかというのを聞いていないのかなと思うと、多分、部活動以外を選択している人でも、もうほとんど塾って書いてありますが、部活動を選択している子でも多分塾は行っているんですよ。なので、この辺はちょっと取り方をもう少し検討してもよか

ったのではないかなというのがあったりしました。

あとは、現状でも6年生の保護者とか誤解があるかもしれないですけど、今の部活動でも部費は取っているはずなんですよ、実費って意味では。どのぐらいの金額だったらいいですかという聞き方って、それは人件費とかその運営にかかる費用であって、何か誤解がちょっとあるのではと一瞬思ったんですよね。今もすごく振れ幅あるはずですよ。吹奏楽部だったり、バドミントン部だったり。なので、その辺があまり浸透していないというか、その理解がなかなか難しかったかなと思うので、これは順に、アンケートも今後また取りながら検討もまた続けていかれると思うので、その辺ももう少し踏み込んでもらったらいいのかなというふうに思っています。なので、質問はさっきのボランティアの件ですね。

もう一つ、この推進計画の10-4のほうなんですけど、このロードマップで、今は外部指導員さんを各校1校増員というふうになっているんですけど、これ、その後、令和7年は全24校での1名配置ってなっているんですが、ちょっといまいち理解ができていないので、減っているのか増えているのかよく分からないので。もともと前もお伝えしたと思うんですけど、指導員さんが1人だと、結局部活って1つにしか対応できないので、かつ大規模学校も小規模な学校でも1名だと、なかなか不公平と言われてしまいかねないかなと思うので、その辺ちょっとどういうふうに検討しているのか、検討はなさっていると思うので、もし途中経過的に何か方向性があれば教えてほしいです。

本 多 教 育 長 大きく2点ですね。ボランティアのこととこのロードマップの件、あとは、また御意見様々あったので、回答をお願いします。
教育支援課長。

木内教育支援課長 御意見ありがとうございました。
まず、少数の中のボランティアの数ですが、正確な数字は持ち合わせておりませんが、それほど多くはありません。
それから、部活動指導員について今増えているのかどうか、今後への対応などもあるかと思いますが、実際、今配置できているのが17校です。昨年度もほぼ同じですが、2校については、学校の中で対応できる部活の数と教員の数であるというところで、特に運営上、部活動指導員を活用しなくてもよいとのことですよ。

昨年度も同様なのですが、5つほどの学校で、まだ部活動指導員が決まっておりません。学校のほうも必要であると考えているのですが、その種目に合った部活動指導員が見つからず配置できておりません。ですので、やっぱり部活動指導員でも、やりたいという種目と学校が希望する者のミスマッチについて解消できるように、我々もホームページから

募集したり、ポスターも役所ですとかセンターの壁に貼ったりといった努力をしているところですが、なかなかそこが昨年度も今年度も難しいので、希望する学校全てに1名は配置できるように人を探すというところについても、検討していかなければいけない、ということです。

学校も待っているだけではなくて、人材を探すということが課題になっているので、24校全て1名ずつというように記載しております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

ちょっと確認なんですが、部活動指導員さんのこの活動というか施策というのは、部活動の地域移行が完了したらなくなるという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 国や都からかなり予算も頂いているところなのですが、今後についてはまだ明確な方向性が示されていないので、動向を見ております。
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員、よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 非常にまだ見えないところが幾つかあるので、国のほうももっとはっきり判断して言ってくればいいところも、なかなかそこが見えないところがあって、なので、この3年間という部分については、何とかまずは進めようというところでやっています。

ただ、今後、将来を見据えて持続可能な形にしていかなければいけないのと、やはり先ほど来、各委員からも出ましたけれども、こどもたちが願う活動だったりうまくできるようにしていく必要がある。さっき安部委員から、ボランティアが挙がってとてもよかったと、それは、実は僕も大事だなと思っていて、今までは学校に行って学校に部活があって、それに入るか入らないかしか選択肢がなかったんですけども、もっと幅広い選択肢をつくっていく必要があるだろうというふうに私は思っていますし、そういうふうに話をしているところです。

それはどういうことかという、今は部活みたいなものしかないですけども、そうではなくて、例えば図書館に行って自分で学習をしたいとか、本をたくさん読みたいとかいう子がいたりとか、また、先ほど安

倍委員からあったような、ボランティアをしたいといったら、こういうボランティアがあるよというのを用意してあげてできるようにするとか、そういった環境整備をしていくのが我々の仕事だと思っているので、こどもたちのニーズを聞きながら、また、時代の様子を見ながら、それから、先生方の働き方改革に資するようなものを含めていきながら、こどもたち、保護者のニーズにのっとなってやっていく必要がある。

ただ、既に今でもお金を払って、例えばダンスに習いに行っている子がいたりとか、様々な部分もありますよね。なので、そういった部分の線引きであったりとか、地方公共団体として何ができるのかとか、様々なそういったところも含めて考えていく必要があるだろうなというふうに思っています。

かなり先がまだまだ見えないところはありますけれども、取りあえずワンステップというところになるかと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項1 江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを審議いたしたいと存じます。

本案について事務局より説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長 それでは、令和6年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての説明でございます。

資料は11-1をお願いいたします。初めに、概要でございます。江東区教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、毎年、主要な施策への取組状況について点検及び評価を行っておるところでございます。

今回につきましては、令和5年度、昨年度実施いたしました施策についての点検評価を行い、今般、報告書にまとめたところでございます。

2、点検及び評価の実施でございます。（3）点検及び評価の実施方法でございますが、教育推進プラン点検・評価委員会を設置して、点検に当たったところでございます。

点検評価委員会の委員は、3番のところに表がございますが、学識経験者2名、公募の区民の方2名、校（園）長会の代表3名、幼稚園、小学校、中学校のPTA連合会長3名の計10名の方にお引受けいただいたところでございます。

点検評価委員会は、7月に2回、オンライン方式にて開催をいたしました。教育委員会事務局より各施策の取組状況等について報告をした後、各委員より御質問、御意見をいただく形で実施を行いました。

資料11-2をお願いいたします。こちらが今回の概要版となつてご

ざいます。点検、評価の対象であります4つのテーマとそれに基づく10の施策のうち、令和5年度に実施した主な取組を抜粋して記載しております。また、それぞれのところで各委員からいただいた意見について、ダイジェストで記載をしているところでございます。

本日、施策ごとの詳細の御説明は、お時間の都合上、割愛をさせていただきますが、資料11-3に報告書（案）がございますので、御確認をいただければと思います。

本日、こちら点検評価委員会の委員よりいただいた御意見のまとめとして、資料11-2下段、委員長の講評というところがございます。こちらのほうを御参照お願いいたします。

まず、1、「ともに学び」「ともに育つ」主体的な取組を重視した施策の推進といたしまして、指導面や環境の充実など、様々な視点からICT教育の取組が推進され、児童・生徒の学びを深めているという評価をいただくとともに、自他を大切にする心の育成が図られているという点、また、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー事業を継続し、多様性を認め合う教育の効果を高めているということについて御意見をいただいたところでございます。

2番目、地域力を活用し自分らしさを発揮できる施策の推進といたしましては、多岐にわたる相談体制が構築され、丁寧な相談体制が推進されていること、また、スクールソーシャルワーカーを巡回訪問型へ変更するなど、丁寧な相談体制を推進していることについて評価をいただくとともに、これらの情報相談窓口などの支援体制の認知度を高めるために、情報発信の強化等について御意見をいただいたところでございます。

3番目、地域とともに進める施策の推進として、通学路の安全確保に当たり、関係機関と連携した危険箇所への対策や防犯カメラの管理など、安全・安心なまちづくりにも貢献をしているという評価、また、コミュニティスクールの導入の推進や、図書館機能の地域情報拠点としての充実を図っていることに対する評価をいただいたところでございます。この報告書につきましては、10月の区議会文教委員会で報告をした後、区民向けに公表する予定でございます。

区教育委員会といたしましては、こうした委員の講評をはじめとした各委員よりいただいた御意見、御提言を生かしながら、引き続き本区における教育施策のさらなる充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございました。

資料 1 1－3 の中で幾つかちょっと教えてほしいことがあります。

9 ページの「豊かな心」というところなんですけど、取組の中に「自己肯定感を高める教育」というところで、いろいろやっているよという中に、「キャリア・パスポートを活用し、成長を実感できるよう見える化を図った」というところがあるんですけど、これって具体的にどういう感じなのか教えてほしいなというのが 1 点です。

もう一つが、次の 1 1 ページに「健やかな体」ということで、いつも出るのは朝食の件ですね、食べているのかというものなんですけど、これって実際に調査はしているけれども、指導室としてというか、教育委員会としてどの程度、毎朝ちゃんと食べようよと言っているのか言っていないのか、どのぐらいの強さで勧めるべきものなのかがちょっと分かっていなくて。でも、必ず調査をされているということは、大切なものという位置づけなんだろうなと思っているんですけど、自分の娘などは、小学校も中学校のときも、まめに先生に朝食について指摘をされた記憶があまりなかったように聞いているんですね。なので、その辺はどんなふうに取り組としてお考えなのかが知りたいということがあります。

もう一つは、後ろのほう、2 7 ページの「大学や企業等との連携」という中で、先生方が、「都勤務 2 校目の教員を主な対象とした『授業改善支援チーム』を実施し、授業改善を推進した」とあって、すごいということやったださっているんだなというふうに思ったんですけども、これは小学校とか中学校の教科別とかなのかなと思うんですけど、具体的にどのような話があって、何か改善に資することが具体的にあったのかどうなのかとか、もしあれば教えてもらいたいです。

本 多 教 育 長 それでは、キャリア・パスポートの件と朝食に関わる食育の件と授業改善支援チームの 3 点、お願いします。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 まず、キャリア・パスポートにつきましては、こちら、全校で取り組んでいるものでございまして、小学校から取り組んでおります。

内容としては、その学年の中で自分がどういった活動をしたか記したり、自己肯定感というような項目で、自分がどのように捉えたかというものが書けるようなものになっております。年度ごとに更新をしております、こどもたちはそれを見返すことで、自分の肯定感が高まったかというものを見直せるものとなっております。小学校から中学校へも引き継ぐようになっておりまして、成長に合わせて自分自身のそういった捉え方が見直せるものとなっております。

2 点目の食育に関してですけれども、こちらにありますように、全国の学習調査のアンケート項目として設置されているものであり、こういった数値で毎年表わしているものであります。

学校でどの程度、指導しているかというところですが、食育として養護教諭が学校ごとで指導をしてみたりだとか、重点的に、しっかりと食べましょうという週間を設けたりというような認識でおりますけれども、やはり学校の実態によってそういった指導の仕方には差があるのかなというような認識でございます。

3点目の授業改善支援チームですが、こちらは経験2校目を中心とした教員が大学の教授からの指導をいただいたり、学生もこの授業を見に来ることで授業改善に資する意見をいただくことにより、年に二、三回授業を公開して、その教員の授業力が高まっているというような成果が上がっております。

以上です。

本 多 教 育 長 2点目の食育のところについては、今、室長から言ったようなところと併せて、入学するときに保護者に対して、入学説明会等で、これは東京都でやっている「早寝早起き朝ごはん」だとか、そういった部分での指導として、入学期に保護者に対してする指導が一つあって、高学年ぐらいになってくると、家庭科の学習とかそういったところでの朝食の役割を学んだりとかという部分があるので、入り口のところでは保護者に対しての話が多く、ずっとたっていくと自分自身で学習として考えていくようなことが多くて。あわせて、食育という部分については、江東区は給食中心にやっているところもありますけれども、そういうところと併せてやっているところかなと思います。

それから、キャリア・パスポートは国の取組なので、江東区だけではなく、全国的にやっている状況です。

安部委員、いかがでしょうか。

安 部 委 員 キャリア・パスポート、それは結局、自分で自分がやったことを入れていくということだとすると、あまりやっていない子は自己肯定感が下がっちゃうのかなというか、それを見て、あまりやっていないなみたいにならないように、先生方がいろいろフォローしてくださっているだろうとは思いますが、謙虚な子ほどあんまり偉そうに言わなかったりして、実際すごく謙虚な子が多い印象なんですよね。なので、もっとがしがしやれるようになってくれたらいいかなと思います。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

自己肯定感については、実はこれ大きな課題ですね。これ日本全体のということもあって、今まさに安部委員がおっしゃったように、一生懸命考えれば考えるほどハードルを高くする子たちもいるので、自分をなかなか肯定的に評価できない。でも、そこ自体が本当に課題なんです。なので、各学校で、そんなことないよ、君、よくできているよねと

いう励ましをしたり。なので、多分キャリア・パスポートを書くときも、先生方はそういった声かけをしたりしてフォローしているんだと思うので、様々こういった取組を通していろんな支援、それから、助言をしていく中で、こどもたちの自己肯定感を高めていくことが必要なんだろうというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

本田委員。

本 田 委 員 テーマ「自分らしさ」の「個に応じた教育」のところです。

学びスタンダード強化講師だとか学習支援員さんが適切に配置されているというのはすごくいいところだと思っています。ですが、特に学習支援員さんなんですけど、学習支援員さんは特に免許とかも必要なく取り組んでくださっていて、最初になるときに1回勉強会的なものがあつた後は各学校任せだったりして、担任の先生によって何もやらせてもらえないというか、あまり口が出せなかったり、ちょっとやり過ぎだって怒られちゃったりという、そのバランスがすごく難しいという話を、結構いろんな方からも聞いています。

なので、学習支援員さんのネットワークとか、学習支援員さんのための勉強会とか、そういったものはあるんでしょうか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 学習支援員は、単独で動くというよりも学級担任ですとか、また、校内委員会でそのこどもをどのように指導していくか、支援していくか検討した方針に基づいて、助言をいただきながら活動しております。

ですので、助言する学級担任が特別支援教育の内容について深めるということも大切ですが、学習支援員自体についての研修も実施しております。全体での講義形式の話が終わった後にグループ協議を行い、他校でどのように行っているかなどの情報交換を通して、資質能力向上に努めております。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 それは定期的にやっていますか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 年間4回実施しております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 いいですか。すみません。

本 多 教 育 長 本田委員。

本 田 委 員 その出席率はいかがですか。

本 多 教 育 長 教育支援課長。

木内教育支援課長 皆さん熱心に参加しておりまして、参加率は非常に高いものになって
おります。

本 田 委 員 そうなんですね。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

今、本田委員がおっしゃったようなことは、声が届いているということ
なので、各学校でしっかりとできるように指導していかなければいけ
ないと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに
御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年第9回江東区教育委員会定例
会を閉会いたします。ありがとうございました。